

「国際航空に関する独占禁止法適用除外制度のあり方に関する懇談会」について

1. 趣 旨

公正取引委員会の私的懇談会である「政府規制等と競争政策に関する研究会（規制研）」は、国際航空に関する独占禁止法適用除外制度の必要性について平成19年2月から調査・検討を開始し、同年11月に報告書を取りまとめた。規制研の報告書を踏まえ、公正取引委員会は、同年12月に公正取引委員会としての見解を発表し、国土交通省に対し、適用除外制度の抜本的見直しを検討するよう要請を行った。

これを受け、国土交通省としては、本年3月の閣議決定（注1）を踏まえ、制度の所管省として、適用除外制度のあり方について検討を行うこととした。

検討に当たっては、利用者の利便性を阻害しないか、安定的な航空ネットワークの維持が図られるか等の観点から、適用除外制度が果たしている機能について関係者の意見を十分に聴取するとともに、海外における適用除外制度見直し後の市場の状況や、アジア各国の対応状況についての情報収集を行うなどの検討が必要である。

このため、航空局長の私的懇談会として「国際航空に関する独占禁止法適用除外制度のあり方に関する懇談会」を開催し、適用除外制度のあり方について検討することとする。

（注1）「規制改革推進のための3か年計画（改定）」（平成20年3月25日閣議決定）において、国際航空における航空会社間の運輸協定に関する独占禁止法の適用除外制度の在り方について、平成20年に検討を開始することとされている。

2. 主な検討事項（予定）

○独占禁止法の適用除外の対象となっている各種の運輸協定（注2）について、利用者利便への寄与、国際航空市場への影響等の検証を行う。

（注2）IATA運賃協定、キャリア運賃協定、コードシェア協定、プール協定、連絡運輸に関する協定、代理店規則、サービス会議規則、FFP協定

○その上で、欧米等における適用除外制度の見直しの動き、アジアの国際航空市場の状況、国際航空分野における航空自由化の進展等を踏まえ、今後の適用除外制度のあり方について検討を行う。

3. その他

本懇談会は公開とする。また、議事録については後日ホームページに掲載する。